

第35回上海IPG会合

日時 2008年7月17日(木)

場所 上海龍之夢麗晶大酒店4階BallroomA

○森永 まず、お手元にお配りしております資料のほうの確認、また幾つかのご連絡をさせていただきます。

まず、これは先ほど申し上げるべきでしたが、資料14ですね、およそ3カ月ほど前に皆様方をお願い申しあげました偽造防止技術に関するアンケート、そちらの結果のほうをお配りしております。本日の先ほど終わりましたピックアップ講座の内容と同様のものがございます。ぜひご参考にしていただければと思います。

次に、資料1ですが、前回、第35回、5月の会合の際に今年度版、2008年度版の会員名簿をお配りしております。その後、幾つかのメンバーの方から修正、誤り等ご指摘いただきまして、修正したものをお配りしております。ただ、まだ誤り等ある可能性がございますので、もし誤りがある、または担当者の方等変更する必要があるということがあれば、事務局のほうにご連絡ちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

また、本日、ちょっと大き目の冊子を2つ、また漫画形式の冊子、封筒の中に2部入ってございますけれども、お配りしてございます。

まず、緑色の冊子ですが、中国知財リスク対応マニュアルということで、こちらはジェトロのほうで毎年、以前は模倣対策マニュアルということで、かれこれ四、五年にわたって作り続けております。2007年度、昨年度は若干視点を変えまして、中国の知財全般のリスクの対策をマニュアルにしようということで、IPGのメンバーの一部の方を中心に研究会を立ち上げまして、まとめたものがこちらの冊子でございます。ぜひ皆様方の知財対策のご参考にしていただければと思います。

次に、冊子2ですが、グレーの表紙のものになります。こちらは私どもジェトロのほうで昨年度になりますが、中国の知財に関連する法律、特に著名商標及び文化市場管理関係の地方法規を集めまして、日本語に翻訳してまとめたものです。こちらもご参考にしていただければと思います。

以上で資料のご連絡を終わります。

それでは、お配りしております議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、各種連絡事項、①運営幹事交代についてということでご報告させていただきます。

昨年の7月から運営幹事をお願いしておりました三菱マテリアルの井野様が急遽ご帰国ということで、既にご帰任されました。前回5月の会合のときには、まだ帰任すら決まっていなかったということで、本来であれば、運営幹事の交代ということでごあいさついただきたかったところなのですが、残念ながら既にご帰任されてしまったということで、私のほうからのご報

告にとどめさせていただきます。

かわりといたしまして、事務局及び幹事会のほうで次の幹事ということで、旭化成の今村様を候補として上げさせていただきます。残念ながら本日はご参加いただけなかったもので、もし本日、皆様にご承認いただければ、また次回ごあいさつさせていただきたいと思います。

ご本人がいらっしゃらない中で恐縮でございますが、三菱マテリアル、井野様のご後任として旭化成の今村様に幹事をお願いしようと思っております。皆様のご承認をいただければと思います。幹事、旭化成、今村様でご承認いただける方は拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

○森永 ありがとうございます。そうしましたら、全体会合で承認されたということで、正式に今村様に幹事をお願いしたいと思います。また、次回ごあいさつさせていただきたいと思います。

続きまして、今回また4社の新たなメンバーにご参加いただいております。4社の方に一言ずつごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、理想科学、押尾様、前のほうでごあいさつさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○押尾 皆様、こんにちは。私は理想科学工業株式会社、知的財産部の押尾と申します。

今回は入会させていただきありがとうございます。

当社が入会した理由ですが、当社は事務用印刷機を製造しておりまして、その消耗品の模倣品で大分悩まされておりましたので、今回その対策について強化するために入会させていただくことになりました。日本からの参加になりますので、毎回参加するというのは難しいかも知れませんが、できるだけ都合をつけて参加して、なるべく早く皆様のお力になれるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(拍手)

○森永 押尾様、ありがとうございます。

続きまして、株式会社マンダム、有地様、ごあいさついただければと思います。すみません、本日はいらっしゃっていないようで、また次回ごあいさついただこうと思います。

続きまして、上海藤原商事、藤原様、前のほうでごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○藤原 藤原でございます。

弊社は、紙製品・ポリ製品・包装資材の製造及び国内外販売を主体として事業展開しておりますが、2005年より新規事業として、Shinzika to hブランドのかばん類や雑貨類の

製造販売を始めました。ところが、中国内にはまったく販売していないのですが、去年末ぐらいから偽物市場等で粗悪コピー品が低単価で出回るようになり大変困っておりました。

その時期にジェトロ内にIPGの勉強会があるということを知りまして、今回より参加させていただくようになりました。これからもよろしく願いいたします。（拍手）

○森永 藤原様、ありがとうございました。

続きまして、エルソルプロダクツ株式会社の斉藤様、お願いできますでしょうか。

○斉藤 初めまして、エルソルプロダクツ、日本ではピアスというグループ企業ですけれども、化粧品を製造販売しております。弊社におきましても、中国では既に16年と長いわけですが、これからも長いお付き合いをしていく上で、こういったコピー品予防ということについて積極的に勉強していきましようということで、カネボウ様のほうからご紹介いただきまして、このたびから参加させていただくという流れになりましたので、一緒に頑張っていきますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○森永 斉藤様、ありがとうございました。

引き続き議事を進めさせていただきたいと思います。

次に、③2007年度IPG会員アンケート集計結果でございます。こちらは年度末、2月ぐらいに北京IPG、ジェトロ北京センターのほうから皆様あてに年度に1回のアンケートをお願いしているところでもございまして、その集計結果、特に上海IPGのメンバーに絞ったアンケート結果を資料3でお配りさせていただいております。本日は時間の都合で詳しいご説明は割愛させていただきますが、ぜひごらんいただき参考にしていただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、④IPGグループ長会議開催報告、また⑤IPGグループ長－IIPPF意見交換会開催報告を上海IPGグループ長の久永様をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○久永 デンソーの久永でございます。

まず最初に、第4回IPGグループ長会議の開催概要についてご報告いたします。

以前ご説明申し上げましたように、現在、北京、上海、広州、3つのIPGがございます。これらの3つのIPG間で情報交換し、連携し、調整することによって、活動の効果を更に上げていこうということで、IPGグループ長会議が発足しております。

第4回ときには、この4番目に書いてございますように、資料4でございますが、IIPPFミッションへの協力の方法、これについては次の資料でご説明いたします。それから、2番目の

Best Practice Award、それから I P G の情報交換等について、意見交換いたしました。

時間の関係で、特に Best Practice Award、それから情報収集について言及させていただきます。Best Practice Award につきましては来年に向けた準備及び検討課題について議論を進めます。今回、Best Practice Award は、特にハイレベルフォーラムと一体的に開催いたしました。しかし、来年度以降は切り離して、単独開催の方向で準備を進めるということ。それから、Best Practice Award の案件選定に当たりましては、次回からは多分エントリーされる企業、案件が増えると思いますので、エントリー基準とスクリーニング基準を設けまして、絞り込むということをさせていただきたく存じます。それから、選定案件につきましては、対象は案件ではなくて、今後協力してもらいべき当局とし、日常的な活動、私ども権利者の期待を満たす活動というものを選定するべきであるという点が議論されております。ぜひ来年度以降も継続してまいりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それから、3 番目、I P G の情報収集につきましては、政府当局へ情報提供などに活用するというを目的として、I P G 情報収集コンセプトを、これは案でございますけれども、上海 I P G 事務局より提示いたしました。改訂版権利集を作成する機会に、この I P G メンバーの情報を電子媒体にて収集しまして、当局への情報提供に活用してまいりますので、ぜひご協力いただきたく存じます。

それから、7 番目でございますが、調査費用の件、この点についても少し言及させていただきます。調査会社への費用、情報収集とか摘発の費用につきましては、いろいろな理由がございまして、高沸しています。その結果、なかなかアクションがとり難いというような状況があり、何らかの対策が必要ではないかということです。

一番下に書いてありますように自動車及び自動車ワーキンググループでアンケートを実施する方向です。ここでは検討と書いてございますが、午前中のミーティングでアンケートを実施するということに決まりました。今後、他のワーキンググループ、あるいは他のメンバーの方にも、この結果を踏まえまして、またいろいろとご協力いただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、I I P P F と中国 I P G との意見交換会開催の概要についてご説明申し上げます。これは資料 7 番でございます。

I I P P F といいまして、ちょっと聞き慣れないかもしれませんが、これは International Intellectual Property Protection Forum のことでございます。インターネットの例えばグーグルとかヤフーで I I P P F と入力していただきますと、すぐにヒットいたします。この上海

I P Gと同様に、ジェトロさんがいろいろとI I P P Fの活動をサポートされています。

このI I P P Fと6月11日に北京で意見交換を行いました。その内容が議事書に書いてございます。ここの中で特に言及しておきたい点は、3番目でございますが、I I P P F、それから北京、上海、広州の各I P G間の連携について議論いたしました。現在は、これからどのような活動をするかということについて議論しております。地方ミッションについては基本的にI P Gがやるわけですが、I I P P Fとしてはどのように現地のI P Gと協力して活動できるかということについて、いろいろと意思疎通を図ろうとしております。今後このI P Gの活動を踏まえまして、いろいろとI I P P Fがどのような活動をしているかというなどをご紹介する機会もあるかと存じます。皆様にはI I P P Fの活動についてご理解いただき、今後ご協力いただきたく存じます。

以上でございます。

○森永 久永様、ありがとうございます。

続きまして、模倣品水際対策ワーキング・グループ活動報告をグループリーダーの小澤様にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小澤 皆さん、こんにちは。キヤノン中国の小澤でございます。

お手元の資料のナンバー6、これは6の1と6の2ということで、最近行われました税関との交流会、セミナーですね、その情報が6の1、6の2で書かれております。

6の1のほうは、深圳税関、これは5月20日に行いました。実際セミナーの状況につきましては、お手元の資料をごらんいただきたいんですが、特記すべきことは、次の日なんですが、約1時間半程度なんですけれども、参加企業が深圳税関を訪問しまして、ここで税関の関係部門の方と実際にディスカッションを行いました。個別の問題の提議、もしくは過去の案件のお礼みたいなもので、約1時間半、交流を持ちまして、かなりいい雰囲気の交流会ができたと感じております。これにつきましては、今後も定期的に開くことによって、深圳税関とのつながりをより強化していきたいというふうに考えております。詳細につきましては、6の1のほうをごらんいただければと思います。

それから、その後ろのほうに6の2ということで、南京税関とのセミナー交流会の内容についてご紹介があります。これは5月29日に行われたんですが、この前後に南京地区において、江蘇省とのI P Gブランド保護連携フォーラムのイベントの一環という形で、実際に我々は南京から無錫、もしくは現地無錫での集合ということで、無錫という場所で南京税関管轄の職員の方と交流を持ちました。内容につきましては、ここに記載のとおりでございます。

実は昨日、上海税関との間でも同じようにセミナー交流会というものを実施いたしました。きのうのきょうということで、資料のほうはちょっと間に合わなかったものですから、次回の I P G 会議の際に改めてご紹介させていただきたいと思いますが、この中で実際にちょっと簡単にご紹介させていただきますが、今回は、最終的には 9 社のプレゼンテーションがあったのですが、その前に W C O のほうから小田島様がタイのほうからいらっしやっていただきまして、東南アジア地区の税関対策について、約 1 時間弱なんですけれども、講義をしていただきまして、その後に 9 社のプレゼンテーションがあったということで、ちょっと従来の単純にプレゼンテーションだけをやっているという形式とは多少異なっております。詳細につきましては、次回の全体会議の席で資料を配付させていただきたいと思います。

以上でございます。

○森永 小澤様、ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして、今年 5 月 28 日に南京で開催されました江蘇省 T S B - 上海 I P G ブランド保護連携フォーラム 2008 年次総会について、写真を中心にご紹介させていただきたいと思います。

恐らくほとんどの皆様をご承知だとは思いますが、簡単に説明させていただきますと、江蘇省 T S B と私ども上海 I P G のほうでは、共同で組織を設立して、江蘇省内の模倣品対策をやっているということで、2007 年 4 月にブランド保護連携フォーラムを設立いたしました。それから 1 年たちまして、1 年間の活動成果を報告し合うとともに、今後、2008 年以降、ますます活発に協力し合って、模倣品対策活動をやっていきましょうというような会議を開催いたしました。

場所は、南京の中山陵という広大な公園でございます国際会議大酒店、国際会議場ですけれども、こちらで開催いたしました。参加者、中国側、江蘇省、また江蘇省内の各市区レベルの質量技術監督局の皆様方約 80 名、その他、中国の国家の T S B の方、また江蘇省政府の方、一部江蘇省周辺地域、上海、浙江省、山東省、広東省の T S B の代表の方もご参加いただきまして、中国側計 82 名、日本側は私ども上海 I P G のメンバー、ジェトロの知財関連の者、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会様、ちょうど南京で一連の政府当局向け活動ということで行っていましたので、そういった方々のご参加をいただきまして、総勢 160 名の会議となりました。

会議では、ごらんのように各代表の方がごあいさつしております。日本からは経済産業省の模倣品対策担当の大臣官房参事官でいらっしやいます堀口様にお越しいただき、ご講演いただ

きました。また、日本側ということになりますと、上海の総領事の隈丸様にもご講演いただきました。中国側では、国家質検総局の嚴副司長、江蘇省人民政府の李副省长にご講話いただきました。また、この機会に、先ほど申し上げました江蘇省人民政府の李副省长、日本の隈丸総領事、堀口参事官、江蘇省外事弁公室の主任の方などで懇談会のようなものも開催いたしました。

午前中は来賓の方々のごあいさつ、ご講演が中心だったんですけれども、午後は先ほど申し上げましたように、フォーラムの活動を報告して、総括、それから来年度に向けた計画を説明するというような形で行われました。

また、こちらに模倣ベアリングの危険性ですとか、模倣自動車部品の危険性というのがございますが、今年2008年の年次総会のテーマ、「模倣品から遠ざかる」というのが江蘇省T S Bのほうで提示したテーマでございまして、模倣品を使用した際の危険性、安全面での問題点、リスク、そういったものを中心に発表し合うことで、模倣品対策の重要性をみんなで認識し合いたいという意図でこういった発表もされました。

また、江蘇省だけではなくて、その他の地区のT S Bにも、この活動がよりよい影響を与えるように、今年は先ほど申し上げましたように4つの他の省市のT S Bの方をお招きして、それぞれの地区での取り組みをご紹介いただいております。

そして、最後に私ども上海I P Gのグループ長、久永様より今年度の計画をご紹介して、会が終了したということでございます。

それと、会議場の近くの部屋に模倣品展示室というのを設けまして、ここにさまざまな模倣品ですとか、また先ほど申し上げましたような模倣品使用の危険性等を訴えるようなパネル展示を行いまして、参加された方に自由にごらんいただいたという活動も同じくいたしました。

会議そのものは、午前、午後とずっと発表が続いて、どちらかというところ、かた苦しい会議ではありましたが、最後にこういった笑顔も見られましたと、スマイルを集めてみました。

恐らく本日会合へご参加の皆様も、多くの方にご参加いただいているかと思っております。細かい2007年のブランド保護連携フォーラムの活動成果につきましては、カラーの冊子を私どもジェットロのほうでつくっております。この年次総会に参加いただいた方にはお配りしておりますが、きょうその冊子をご準備してございますので、年次総会にご参加されていない方でぜひご興味がおありという方は、休憩時間、またお帰りの際に、受付のほうに積んでございますので、ぜひお持ちいただいて、ごらんいただければと思います。

もう一つ、この年次総会にはマスコミが何社か取材に来ておりまして、特に江蘇省のテレビ

局が取材に来て、テレビ放送しております。こちらをご紹介させていただきたいと思います。中国語になりますが、ごらんいただければと思います。

(ビデオ放映)

○森永 以上でございます。

また、来年に向けて活動を活発にしていきまして、来年もまた総会を開催する予定でございますので、皆様お集まりいただければと思います。

続きまして、ブランド保護連携フォーラムの2008年度、今年度の活動内容につきまして、運営幹事の林様のほうからご紹介いただければと思います。よろしく願いいたします。

○林 シャープの林です。

では、私から2008年度の活動内容の報告させていただきます。

活動内容の概要につきましては、上海 I P G 幹事会、運営幹事会、また I P G グループ長会議でも承認を得ております。本年度もたくさんの活動内容を盛り込んでおり、皆さんにはイベントの参加や、またアンケートでご協力をいただきたいと思いますと思っております。

では、それぞれ説明させていただきます。

1つ目としましては、上海 I P G からの情報の提供および更新ということです。昨年度実施した情報提供を継続いたします。提供する情報及び想定される活用方法については、この表に書かれているような内容になります。項目としては、ここに4つ書かれており、1番の担当者リスト、4番の模倣業者のリスト、これらは昨年度も既に提供していただいておりますが、さらに今年も更新致します。

2番目の権利者情報、3番目の真偽鑑定の識別情報、これらに関しましては新規提供情報となり、皆さんの提供のご協力をよろしくお願いいたします。

収集方法は、アンケート方式で、ジェトロ北京が集めるということになっております。電子データで集めるということでお聞きしております。実施のスケジュールですが、そこに書いてあるとおりであり、ポイントだけ言いますと、8月から9月にアンケートを実施しますので、このときに改めてアンケートの内容および、フォームについて説明がさせて頂くということになります。実際に10月に取りまとめという流れになります。

続きまして、安全性関連ビデオ作成ですが、模倣品を使用した際の危険性や製品の粗悪性、消費者がこうむる損害等を紹介するというものです。大体8分から10分ぐらいの程度のもので作成しようということで考えております。作成したビデオにつきましては、江蘇省 T S B の職員の研修活動及び消費者向けのイベント等で使用するということです。先日、江蘇省 T S B を

訪問した際にも、説明した結果、江蘇省T S Bでもできるだけ使用したいというご意見をいただいております。また、将来的には国家機関や全国ネットテレビ局への提供も考え、広い活用を目指してつくっていきたくと計画しております。

このビデオは、皆さんからの情報提供があって、できることなので、皆さんがお持ちのものがありましたら提供をお願いします。別途、事務局のほうから提供依頼をさせていただくということになります。

3番目の消費者向け活動については、消費者に対して模倣品の危険性、品質上の問題点を訴え、知的財産権保護意識の高揚を図る活動を既存の消費者向けイベント等を活用して実施するという事で考えております。既存の消費者向けイベントでの活用につきまして、こちらも先日、T S Bを訪問した際に、幹事会のほうから、T S Bに話をさせてもらったところ、すごくよい取り組みであるということで、積極的なご意見をいただいております。実際に実施日程に関しは、9月の製品品質月間、または3月15日の消費者保護デーを予定しております。

4番目の交流イベントの開催は、昨年開催した真偽鑑定セミナーは、多くの会社がすでに参加されていますので、同じ取り組みを今年するというよりは、少し変わったやり方という事で考えております。ただ、実際にどういうことをしたらいいのかについては、まだ具体的な意見等は出ていませんので、皆さんの意見も取り入れながら進めていきたいと考えております。

5番目の摘発活動に関して、主に今動いている業界別ワーキンググループを主体とした活動を行って参ります。

6番目の長江デルタ地区T S Bブランド保護連携フォーラムへの発展に関しては、現在行っております江蘇省との取り組みの範囲を長江デルタとしまして、浙江省、上海市まで広げていって、この取り組みの拡大を考えております。実際に今の状況としましては、江蘇省のほうは了解済み、浙江省のほうは前向きに検討、上海T S Bのほうは今後打診ということになっています。今後、基本的には合意できる方向ということで聞いておりますので、それがうまくいくような形で進めていきたいと考えております。

最後の7番目のT S B下部組織との連携ですが、今までは上部組織での提携ということだったのですが、より実際に近づけるために、活動を市区レベルの下部組織へと浸透させて、より活性化させていこうということを図るというものであります。こちらのほうもその活動実績を上げ、来年度の年次報告への掲載等ができるように積極的にして対応していきたいと考えております。

今年度も引き続き、たくさん活動項目がありますが、皆さんご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

○森永 林様、ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして⑨、⑩、⑪になります。最近開催されましたセミナー等のイベントの開催報告をそれぞれご参加いただいた運営幹事の方をお願いしたいと思います。

まず、江蘇省A I Cセミナー開催報告を福永様、お願いいたします。

○福永 ジューキ中国の福永です。

ジューキ中国の福永です。江蘇省A I Cセミナーについて報告いたします。

お手元の資料9に沿って説明しますが、本セミナーは、先ほど説明のあった江蘇省T S Bブランド保護フォーラム及び南京税関セミナーとの一連の江蘇省の当局向けの活動の一環で開催されました。参加企業はごらんの資料にあります10社、発表は8社でしたが、各社とも非常に大きな発展を遂げています江蘇省、そして模倣被害が大きく、非常に重点地域であることもありまして、各社とも力の入った発表をされていたかと思えます。

参加していたA I C職員につきましても、非常に真剣に各社の発表を聞いてもらい、通常は余り質疑応答で質問も出ないのですが、こちらのセミナーでは活発に質問も出るなど、よいセミナーとして終了したかと思えます。

以上です。

○森永 ありがとうございました。

続きまして、農薬ワーキンググループの湖北省工商行政管理局向けセミナーの開催報告を津田様、お願いいたします。

○津田 お手元の資料10番です。ご参考願います。

農薬ワーキンググループでは、今回は、単独のセミナーということで、セミナーに加え、市場調査、摘発まで、実施いただくよう湖北省の荊州地区の当局と協議の結果、またジェトロ様からの働きかけもいただき、このフルセットで実施いたしました。

冒頭、農薬ワーキンググループとして、中国での農薬メーカーが、現在、どのような知財権問題に直面しているかを紹介し、ついで、各社より真贋判定のポイントを説明しました。セミナー終了後、2つの市場に分かれ、当局の方と一緒に販売現場に行き、調査を実施しました。結果として、3個所でこれらの模倣品を発見し、フォロー事項として、各社より、警告状を送りました。うち、2個所は、その工場は存在しないという、架空の住所のものでした。ちなみにこれらの所在地は、添付されているラベルからの情報です。あと1個所は、これはすでに、皆様は経験されているかもしれませんが、当方より、商標権侵害と指摘したことに対し、

相手側から、「私どもはこれと同じ商標については既に国家工商行政管理局に申請済である。受理番号はX X Xである。従い、商標権侵害にはならない」との抗弁がなされました。これは、弊社の事例では2件目でございます。これについては、ジェトロ様から『商標権利侵害事案における異議、紛争等 手続き問題に関する国家工商行政管理局処理意見（工商標字（1996）第80号）』の資料をいただき、参考にさせていただきました。また現地当局も商標権が確立されていないのでこの抗弁は、関係ないとのことで、実際に行政処理を実施いただきました。

以上でございます。

○森永 ありがとうございます。

続きまして、浙江省・寧波市知識産権局との意見交換会の開催報告を福永様、引き続きよろしく願いいたします。

○福永 浙江省知識産権局との交流会についてご報告いたします。

この交流会は、浙江省知識産権局から日系企業との意見交換をしたいというような要望もありまして、浙江省の中でも非常に多くの日系企業が進出しています寧波の寧波日商倶楽部様のご協力をいただき開催されました。最初に浙江省知識産権局の呉副局长から浙江省の知的財産保護についてご講演をいただいた後、上海 I P G から私ども JUKI 及び日本曹達様、また寧波日商倶楽部の生方製作所様からご講演をいただきました。交流会の形式として、各社講演の後に意見交換の時間を設けていたのですが、非常に企業側も知識産権局側も忌憚のない意見や提案をしまして、こちらにあるスケジュールを大きく上回る熱の入った意見交換ができたと思います。

最終的には知識産権局の呉副局长からは、非常に正直な企業の意見が聞けて、よい会であったということと、また今後、江蘇省、上海市を加えた三極の知識産権局と上海 I P G とのイベント開催などもやっていきたいというような積極的なお声をいただきました。また、この種のイベントが具体的になりましたら、皆様にお声かけさせていただくと思います。

以上です。

○森永 福永様、ありがとうございました。

続きまして、2008年度中国知財関連法勉強会について、幹事の村瀬様よりご説明いただきましたと思います。よろしく願いいたします。

○村瀬 それでは、私のほうから、資料11を見て頂きまして説明します。中国の知的財産関連の勉強会を I P G としては2006年度からやっております。基本的に、メンバー企業のスタッフ、中国人の方を対象として、毎回、弁護士などの専門家をお呼びして開催しています。講義

は中国語でやっておりますので、日本人の方は参加されても、ちょっと難しいと思います。日程は、この全体会合の後、翌日の午前中という形にしております。明日の予定については資料12を見て下さい。このようなテーマになってはいますが、まだ参加の余裕は十分ありますので、これからでもお申し込みいただけます。以上です。

○森永 ありがとうございました。

明日の勉強会につきましては、既にも実際メールでご案内した締め切りのほうは過ぎておりますが、本日、資料をごらんいただいて、ぜひ参加されたいという方がいらっしゃいましたら、帰る前に事務局のほうにお声がけいただければと思います。よろしく願いいたします。

それと、ただ今村瀬様からもお話がありましたけれども、最近、日本人の方が申し込んでこられまして、「中国語ですけども」と言うと、「そうだったんですか、じゃあ結構です」というケースもございます。こちらは基本的にはメンバー企業の皆様のスタッフの方のスキルアップを主な目的として開催されているものでございます。当然日本人だからだめということは決してないのですが、中国語での講義だということをご理解いただいて、お申し込みいただければと思います。

そうしましたら、最後に浙江省TSBとの覚書締結について、こちらは資料はございませんが、幹事の岩間様のほうから現状についてご報告ちょうだいできればと思います。よろしく願いいたします。

○岩間 カネボウの岩間でございます。

本件につきましては、資料はございませんので口頭で説明させていただきます。
先ず、「浙江省TSBとの協力事業」ということでありますが、これは3月に開催されました第33回会合に於きまして、「2008年度活動計画」の中の一つとして、そしてまた、その中の重点活動項目の一つとして承認されたものでございます。これに関しまして、現在運営幹事会で考えておりますことは、本日も報告がありました通り、現在江蘇省TSBとは「覚書」を締結し、その「覚書」に沿ってフォーラムを構築し様々な活動を展開しておりますが、同じく浙江省TSBとも「覚書」を締結し、それに沿って様々な模倣対策活動を実施するということがあります。この趣旨に沿いまして、幹事会が作成致しました「覚書」の案を5月8日に事務局から会員の皆さんにメールにてご提示させて頂きました。これに対しまして、数社の会員様から修正案等のご連絡を頂きました。誠に有難うございました。こうして固めました「覚書」案をベースとしまして、現在幹事会及び事務局に於きまして「覚書」締結に向け、浙江省TSB

と交渉を重ねております。

以上のような概況でございますが、状況に一つ変化がありましたのでご連絡させていただきます。それは、5月の案内メールに於きまして、7月調印を目標と記載しており、当初は我々もそれを目指しておりましたが、国家質量検験総局と日本の経済産業省との間で協力スキーム構築の動きがあり、その結果を待つことになりましたので、浙江省TSBと我々の「覚書」締結は年末以降になる見込みでございます。よろしくご承知をお願い申し上げます。概況以上でございますが、浙江省は模倣品対策に於きまして皆様も非常に重要視されているエリアでありますし、浙江省TSBとの協力事業も江蘇省TSBとの取組み同様、活発に展開したいと思っておりますので、会員の皆様方の積極的なご参加を期待しております。（テープ反転）……

○森永 岩間様ありがとうございました。

次に、NHKのBS1で「きょうの世界」という番組があるのですが、先日その番組で、今年4月に開催されたBest Practice Awardの紹介を含む、中国の知財保護に関する内容の特集がありましたので、ご紹介したいと思います。10分程度となりますが、お付き合いいただければと思います。

(ビデオ放映)

○森永 以上です。

途中お見苦しい点があったことをお詫び申し上げます。

そうしましたら、若干というか、相当時間が押してしまっておりまして、まことに申しわけございませんが、講演会のほうに移りたいと思います。

本日は、特許権侵害、意匠権侵害の訴訟の事例を2社のメンバー企業の方にご紹介いただくということで設定しております。

まず初めに、「中国における特許権侵害への対応」ということで、クミアイ化学の米倉様よりご発表いただきたいと思っております。

それでは、米倉様、よろしくお願いいたします。

○米倉 クミアイ化学の米倉と申します。ここでは中国におけます弊社の権利行使について話をさせていただきます。

具体的には、会社概要、訴訟概要、訴訟に至った背景・即ち製品開発に至るまでの行程、侵害への対応、訴訟のポイント、訴訟後の所感、訴訟後の現状および今後の課題について述べさせていただきます。

弊社は正式な名称をクマイ化学工業株式会社といたしまして、農薬の専門メーカーです。この背景写真は、鳥海山ではないかと思えます。幾つか写真が出てきますけれども、写真は全部、弊社の社員が勤務時間中に撮った写真を使っていますので、著作権は全く大丈夫です。

会社概要です。本社は東京・上野の不忍池のほとりにあります。設立が1949年、資本金が45億円強、昨年度の売上高が400億円弱です。

海外拠点は、日本を中心にしまして、アジアは北京に駐在員がおりまして、タイのバンコクには現地法人がありさらには駐在員事務所があります。アメリカ大陸のほうは、北米のニューヨーク州に現地法人があります。ニューヨークシティではありません。コネティカット州に近いホワイトプレーンズに事務所がありまして、それからミシシッピ州に約40ヘクタールくらいの圃場を持っております。ここはアメリカ農業を志向した農薬の開発拠点です。それから、ブラジルのリオデジャネイロに現地法人があります。ヨーロッパは、昨年、ロンドンから移りましたが、ベルギーのブリュッセルに現地法人があります。そして、フランスには、現地法人として18ヘクタールの実験圃場を構えております。世界を相手に、ベルギー、フランス、アメリカ、ブラジル、タイ、中国を拠点にして社員は飛び回っております。

弊社の主要開発製品としましては、ここに示しますように、除草剤、殺菌剤、殺虫剤、植物成長剤、また微生物農薬があります。そしてさらに、遺伝子を利用しました選抜マーカーもあります。中国では除草剤の「サターン」即ち殺草丹、「ノミニー」即ち農美利、そして「ヒエクリーン」即ち必利必能を販売しております。余談ですが、「ヒエクリーン」は、通用名がピリミノバックメチルですけれども、この名称を中国人スタッフが漢字に直して、このような非常にきれいな漢字としています。漢字のセンスに感心しているところです。

次に、組織図を説明いたします。株式会社ですから、株主総会がありまして、ついで社長がおります。国外部がありまして、それから、研究開発本部、その下に研究開発部があります。今回の訴訟は、国外部と研究開発部が共同で行っておりまして、証拠集めまでは国外部、訴訟準備から訴訟になってからは研究開発部が担当しました。私の現在の所属は研究開発部特許課ですが、訴訟の最中は研究開発部部長直属でした。しかし実質的には企画課案件として訴訟を担当していました。

訴訟の概況です。相手の会社が江蘇省の会社ですので、南京市中級人民法院に2003年4月に提訴しました。第一審の判決後、双方ともに上訴しまして、江蘇省高級人民法院に案件が移りました。2005年6月に終審判決が得られております。これは私たちにとって非常に都合のいい判決でした。ここに至るまでには提訴してから2年強かかりました。

侵害形態につきましては、一般的に私たちの業界では、侵害されるのは特許権、商標権、意匠権、著作権、植物新品種ですが、今回のケースは特許権侵害でした。侵害実態は、化学に縁遠い方はちょっとわかりづらいかと思いますが、物質Bという弊社の権利化合物がございまして、その物質Bが侵害者の最終製品に利用されていました。物質Bを有効成分とする製品を中国メーカーが製造しまして、中国国内で販売したり海外に輸出して販売していたということです。

中国における特許権概況ですけれども、1988年に物質Bに関する特許を出願しました。ただ、このときは1985年法ですから、物質特許が法律的に認められておらず、3つの特許に分けております。最初の特許を製造法特許に変えまして、それから組成物特許、使用法特許を分割出願し、3つの特許を成立させています。これでも法的には物質Bというものの物質特許はとれておりません。

ここで物質特許になぜこだわるかといいますと、これも医農薬の業界の方は非常によくわかりかと思うんですけれども、日本でも昭和40年代後半までは物質特許は認められておりませんでした。例えば、製造法特許、組成物特許、使用法特許の権利を有していても、物質Bというものを、特許に書いてある以外の方法で製造して、当該特許とは異なる用途で使えば、それは権利侵害になりません。物質Bの特許を持っているとどういうことかといいますと、例えば物質Bがありまして、弊社の場合は農薬に使っています。他社が例えば物質Bを別の製造法でつくって、それを食品に使った、あり得ないとは思いますが、その場合、弊社の権利は行使できるということです。非常に物質特許というのは大きなところなんです。しかし、残念ながら、このときは中国の法律では物質特許が認められていなかったものですから、このような形態になっています。

なぜ侵害行為に対して権利行使を行うかといいますと、理由は二つあります。使用者の立場と会社の立場を守るためです。使用者の立場を考えますと、まず農薬の偽物でしたら、その薬効が問題となります。作物に散布したはいいいけれども、作物が枯れてしまったり、効かないとか、あとは使用者に対する安全性、環境汚染等も問題かと思えます。会社の立場としましては、上市までに莫大な投資と時間がかかります。特許を出願してから販売まで、最短でも8年かかります。特許権は20年間しかありませんので、この約12年間で投資を回収しなければなりません。ちなみに特許出願は、私たちの業界では1カ国当たり100万円以上かかります。また、製品への成功確率も非常に低いわけです。確率的にいきますと、化合物、即ち有効成分を合目的につくって、大体3万個から5万個で、1つ製品になるかならないかです。1人の合成研究者が年間

につくれる化合物は100個から200個の間です。ですから、その3万分の3、5万分の1というのは非常に大変だということがご理解いただけると思います。

さらには、農薬登録するためには、いろいろなデータを関係当局に提出しなければいけません。安全性評価試験結果、薬効試験結果、さらに作物への残留性試験結果、環境データ、これらが必要です。これらには直接投資で50億円以上かかります。それを12年間で回収するわけです。また、このようなデータは、知的財産の固まりです。第三者が、これをそのまま何もやらずに非合法的に利用するのは、非常に会社にとってもつらいところでもあります。

次に、農薬開発の背景をまず説明いたします。

これは弊社の日本国内向けの最新製品です。「プロポーズ」と「エコホープドライ」です。「プロポーズ」は殺菌剤で、「エコホープドライ」は微生物農薬です。

まず、研究開発といいますのは、このスライドで左から右へ流れていきます。クミアイ化学は真ん中の2つの研究所を有しております、最初のケイ・アイ研究所と最後のイハラケミカル研究所、これは別会社ですけれども、関連会社です。

まず、ケイ・アイ研究所で、下のほうを見ていただきますと、新規化合物、即ち新しい化合物を合成します。同時に、つくった化合物の水溶解度等の物理化学性、これは非常に重要なファクターですので、この物理化学性を研究します。そして、つくった化合物を生物科学研究所に送り、生物検定を行います。ここで薬効があるかどうかを見ます。さらに薬効があった場合、安全性試験や、代謝、残留研究を行います。例えば毒性があった場合は、最初の段階で落としてしまいます。

研究が順調に進んだ場合、製剤研究に進みます。ここに有望化合物の製剤研究と記載してありますけれども、これも業界外の方に対して説明いたします。皆さんは薬を服用すると思いますが、そのときに、あるものは液体でありますし、あるものは粉であったり、顆粒であったりします。それはその薬剤、有効成分の持っているパフォーマンスの最も出る剤型にしているわけです。かつ利用者が利用しやすいような剤型にしています。例えば貼り薬でも、貼るからいいのであって、それを飲むわけにはいきませんから。そういう研究も農薬でもやっております。

ここで最終的に選ばれた化合物は、工業化を目指して、より安全に、かつ安価に製造する方法をイハラケミカル研究所で検討しまして、これが晴れて開発候補化合物となるわけです。

ここに農薬の開発手順を示してあります。細かい字ですので読まなくて構いません。真ん中の黄色の部分が基本的な合成研究、製剤研究です。さらに左側にいきまして適用性研究です。適用性研究では最終的には3年目くらいから、公的研究機関で効果や薬害を見てもらいます。

ついで、都道府県レベルで普及展示をします。あと右側の下にいきますと、安全性評価等を含めて、総合評価をしまして、農水省に登録申請します。そして、農薬登録取得後に製造・販売にかかります。ここまでは急いでも8年かかります。8年で製造・販売に到達できれば非常にいいほうです。

次に農薬登録に必要な試験項目をお示しします。これも字面を追う必要はございません。昭和23年には3項目でしたが、平成13年には34項目になりました。例えば急性毒性試験がありますけれども、これは一つの化合物について実施するのではなくて、化合物を散布しますと、作物や土壌中で当然代謝分解が起こりまして、代謝物がたくさん出てきます。それらについても実施しなければいけませんので、試験項目は34の整数倍になります。

これは日本国内での登録の流れです。このスライドの一番右側に示してある農水省に登録申請します。そして、環境省、厚生労働省、食品安全委員会でリスク等を検討し、最終的に認可されましたら、農薬登録となって、販売、使用できるということです。ここにお示ししてありますように、農薬登録には省レベルでも3省がかかわってきていることがおわかりかと思いません。

私たちの生物科学研究所では、DNAから圃場までという合い言葉があります。DNAレベルから試験を行いまして、温室での試験、それから最終的に圃場試験でもって、薬効を確認しております。これらの段階でかなりの化合物がふるい落とされます。また、薬効が高くても、安全性に欠けていましたら、当然先には進みません。

除草剤の例を示します。左上のほうに植物切片の電子顕微鏡写真があります。まず、酵素レベルの試験を行います。それから、温室でのポット試験、最終的には圃場試験を行います。これは日本の水田と畑です。これはアメリカのトウモロコシ畑です。また、タイでの水稻、これはインディカタイプ、長粒米です。日本では短粒米、ジャポニカタイプが栽培されています。

先ほど言いましたけれども、安全性評価試験、これも非常に重要なものです。この試験ではラット等を使っています。ラットには申しわけないんですけども、犠牲になってもらっています。急性毒性や遺伝毒性試験まで行っています。

このような背景がありますので、私たちも侵害行為に対しては毅然たる態度をとらざるを得ません。

もう一度さっきの繰り返しになりますけれども、侵害行為はどんなものだったかといいますと、特許権侵害で物質Bを利用しているわけです。この製品は「プロポーズ」です。この「プロポーズ」でもって説明しますが、実際の特許権侵害は別の製品です。「プロポーズ」の有効

成分名が下のほうに書いてありますが、ここに弊社の物質Bを使っています。パッケージは全然違いまして、商標権侵害ではございません。

どんな対応をされましたかといいますと、まず警告書を出しました。ついで、厳正声明を出しています。それでも侵害行為をやめませんので、まず手っ取り早い行政ルートを使って、海関への保護措置を申請しています。最終的には司法ルートで提訴を行っています。

特に対処策としては、中国国内よりも、私たちは海外での被害をとめたかったわけです。海外での被害は、私たちの調査によりますと、その大半が中国メーカーの製品によるものでした。そのためには、やはり海関による保護措置が一番最初だと考えました。ところが、特許権侵害で有効成分の侵害ですから、わかりづらいです。有効成分だけ輸出されても、単なる粉です。全然わからないわけです。商標権侵害でしたら、外観を見れば、海関ではわかります。有効成分の侵害の場合、外観では全然わかりません。そこで、訴訟に至ったわけです。

提訴までの時系列ですけれども、まず1988年に特許を出願しておりまして、1994年から1996年にかけて、特許が成立しております。ここには書いてありませんけれども、1998年くらいに中国国内での侵害行為の動きは察知しておりました。網を張っていまして、2000年に湖南省で侵害品を発見しました。ただ、これは試供品でした。販売ではありません。

また、2000年に中南米で中国製と推測される製品がかなり出回っていることがわかりました。中南米の国では、すべての国に私たちは特許を出願しているわけではありませんでした。例えば、私たちが特許を出願していない国に当該品が輸出されまして、そこから特許権のある隣国に越境して持ち込まれ、被害を受けたということもありました。中南米での被害を防ぐために、中国海関への保護措置を申請したわけです。

ここで一つ幸運だったのは、当初、1988年に特許を出願したときは、中国国内での特許有効期間が15年ですから、2003年に特許有効期間が切れてしまうことになっていました。ところが、中国がWTOに加盟して、それが発効しまして、15年が20年に延長されました。これは非常に大きな影響を与えてくれました。即ち、特許の有効期間が2003年から2008年まで延長されたわけです。ことしの12月まで有効です。

2002年について中国メーカーの名前が入った侵害品をパナマで発見しました。中国メーカーがどうして侵害品に自社の名前を記載したのかわかりません。結果的には有力な証拠となりまして、その中国メーカーを南京中級人民法院に提訴しました。

最終製品における特許権といいますのは、皆さんの机に置いてあるペットボトル、これは50～60の特許権から成っています。電気製品はもっとすごい数の特許権から成っています。とこ

ろが、農薬の場合は、ここに示してありますように特許権は1個か2個です。あとは商号と商標があるだけです。ある意味で非常に単純です。

訴訟概況についてももう一度詳しく説明します。地方保護主義というものが中国にあるのは皆さんご存じかと思います。私たちは北京市の弁護士を起用し、弁護士と相談しまして、地方保護主義を避けるために、最初は北京市の中級人民法院に提訴しました。これはだめもとで出しましたが、被告は江蘇省の会社ですし、侵害地がパナマでしたので、管轄外だということで却下されました。そこで、南京市の中級人民法院に提訴しました。提訴1年半後の2004年10月に判決が出ました。これは私たちにとっては有利な判決でしたが、やや不満も残る判決でした。被告の侵害行為自体は認められました。

このときに相手方が上訴しなかったらならば、私たちも侵害が認められましたので、上訴するつもりはありませんでした。しかし、相手方が上訴しましたので、私たちも、この後に述べますけれども、間接侵害という問題について不満でしたので、上訴しました。最終的に2005年6月に終審判決が出まして、私たちがほぼ満足のいく判決で終わりました。私も開廷審理を傍聴していましたが、当然のことながら先ほどのビデオと全く同じでした。

訴訟のポイントは、四つありました。一番目は相手による無効宣告請求です。訴訟しますと、相手はカウンターパンチとして、対応する特許がおかしいのではないかと無効宣告請求をしてくれました。これは特許庁案件です。この場合、無効宣告請求したということで、裁判長が自分の裁量でもって訴訟審理を中止できます。非常に心配しました。私たちは法廷で審理中止を主張する相手に反論し審理続行を主張しました。幸いにも審理続行になりました。

その次のポイントは当然ですが、特許権侵害か否かです。これは侵害と認定されました。

三番目は間接侵害の問題です。非常に複雑ですけれども、物質Bを販売することが間接侵害かどうかということです。先ほど言いましたように、物質特許がない時代の特許でしたので、間接侵害でもって物質Bを守りたいと思っていました。

四番目が、政府による許認可と侵害行為の関係です。侵害案件に関して、生産許可等の政府機関による許認可が出ていました。この問題につきましても、許認可と侵害行為は全く別であるという判決が出ましたが、この判決につきましても私たちは納得いたしました。

無効宣告請求の概況について説明いたします。先程述べましたように、無効宣告請求はカウンターパンチで来るわけです。一方で、ライバル会社より一日でも早く特許を出願したいわけですから、ある意味では特許は粗製濫造です。今回のケースでは1つの特許を3つに分割していますので、特許自体に整合性が十分でなかったことは事実です。当然私たちは訴訟するに当た

りまして、自分たちの特許に瑕疵がないかということをおもに弁護士に確かめ、訴訟に耐えうる特許であるとの判断の上で、訴訟に入っています。訴訟の対象とした特許は、製造法特許と組成物特許です。相手は、訴訟の対抗手段としまして、当方の特許に対して無効宣告請求をしてきました。理由は、新規性および進歩性の欠如です。これは常套手段だと思えます。この無効宣告請求に対しては特許権有効という審決が出ました。さらに相手は明細書記載不備を理由として、再度無効宣告請求をしてきました。明細書記載不備につきましては、日本語から中国語への翻訳の際の誤訳や、先ほど言いましたように原出願を3つに分けて出願していますので、整合性に欠ける傾向がありました。しかし、この無効宣告に対しましても、中国側の代理人と力をあわせて対処し、特許権有効という審決を得ることができました。

余談ですが、無効宣告請求は、我々が被告になりますから、裁判長に向かって、右手に座ります。訴訟のときは逆で、左手に座ります。

次に、間接侵害について説明致します。ご縁の薄い業界があるかとは思いますが、中国特許法には間接侵害行為の規定がありません。したがって、間接侵害を証明するためには、物質Bが物質Bを機能本体とする原告製品の唯一の商業用途であるかどうかの証明が必要となるわけです。ここの争点は、被告、原告のどちらに立証責任があるかということです。この場合、私たちは、「ないという消極的事実」を証明しなければなりませんので、非常に大変です。したがって、立証責任を被告に負わせたかったわけです。

「ないという消極的事実」の立証は非常に難しく、一方で被告のほうは、物質Bの農薬以外の用途を一種類でも証明できれば、立証責任を果たすことになるわけである、との裁判官の判断により、立証責任は被告が負うべきであるという判決が、第二審で出されました。このことは昨年のジェトロ上海さんの判例集に掲載されています。

もう一度間接侵害について説明致します。第一審において、私たちは、物質Bの唯一の商業用途は農薬である旨を主張しましたが、商業用途が農薬以外にないという消極的事実を立証しませんでした。そのために一審では私たちの主張は認められませんでした。第二審に行きまして、間接侵害の立証に私たちはもう一度トライしました。物質Bについてオンライン検索を行い、物質Bの商業用途が農薬以外に記載されていない結果を公証し、それを証拠として提出しました。被告のほうは、その他の用途を主張しましたが、先ほど述べましたように消極的事実に対する立証責任は、被告が負うべきだという判断が下りましたので、私たちはオンライン検索結果を証拠として取り下げました。結果は、被告が証拠を未提出でしたので、間接侵害が認められました。非常に大きな成果でした。即ち、物質B自体に関する私たちの権利が認

められたわけです。

以上が訴訟の全貌です。

次に訴訟を終えての所感を述べます。

外部ではここに示しますところにお世話になりました。提訴の前後から経済産業省や農林水産省に頻繁に相談に行っています。また、北京の弁護士を起用していましたので、日本貿易振興機構北京センターにも相談に行っています。日本農薬工業会にも協力を仰いでいます。これら組織の関連部署には、私の所属する研究開発部ではなくて、海外営業の最前線にいる国外部の営業担当者たちが足しげく通っておりまして。

会社側に対する所感ですが、やはり経営トップの揺るがぬ信念が大きな存在でした。当然のことながら、訴訟の開廷審理になりますと、相手側は和解を申し出てきます。一見おいしそうな条件を出してきます。一部に厭戦気分があったことは否定できません。しかし経営トップには、訴訟を最後までやり抜くという信念がありました。担当者としても勝訴したいです。トップの信念は非常に大きな物理的・精神的な支えとなりました。また、組織を横断して訴訟に対処していましたが、これも経営トップの理解がなければできません。

また、実務レベルの分担を明確にしましたので、社内的にはスムーズに進みました。どういうことかといいますと、このスライドの青で囲ったところが実務をやっていました。下に記載してありますイハラケミカル工業、この会社は特許の共同権利者で、最終的な工業化を検討している会社です。先ほど言いましたように、国外部が訴訟の始まる前までの証拠集めを担当し、さらにはジェトロ北京や、農水省、経済産業省、農薬工業会と連携をとってくれました。私たちは、訴訟の準備から訴訟が終わるまで前面に出て対処しました。

中国国内での代理人につきましても非常に重要な問題だと思います。私たちは中国での訴訟の経験がありませんでしたから、特定の弁護士はおりませんでした。日本の代理人より紹介されました弁護士が非常に優秀でした。人間的にも優れた人物です。現地代理人との意思疎通も非常に重要です。特に面談が有効です。フェース・ツー・フェースが最も効果的だと思います。また、人間同士ですから、人間的な信頼関係の構築が必要です。

それから中国での訴訟には、日本の常識は通用しないことを認識しなければなりません。例えば中国は三権分立ではありませんし、法律も違います。国民性も全然違います。

中国の裁判制度では開廷審理は1回だけですから、機会あるごとに弁護士と相談する必要があります。特に綿密な事前打ち合わせが必要です。無効宣告請求の開廷審理のときですが、傍聴していても、中国語が理解できませんので、相手が何を言っているかわかりませんでしたが、

終了後に審理内容を弁護士から聞きますと消化不良の答弁が多々ありました。そこで、その後は綿密な事前打ち合わせを行いました。想定問答まで行って次の開廷審理に臨みました。想定問答集を作成し、もし私が相手だったらどういう質問をするのかという形式で弁護士と綿密な事前準備を行いました。

また、アウェーでの裁判ですのでそれなりの覚悟が必要でした。日本でも似通ったことがあるかもしれませんが、自国にとって不利な判決は余り出さないとの思いで裁判に臨みました。日本のベテラン弁護士より言われていたことがあります。「90対10で私たちが勝っていると思っても、50対50のイーブンだと思いなさい。」と言われました。

それから、傍聴していきまして、中国語はよくはわかりませんが、裁判長が原告側を向いたり、被告側を向いたりして、双方に言葉をかけます。その語気から判断しますと、裁判長の心証は振り子のように揺れていたなという感じがしました。

次に、中国への出願特許の問題があります。翻訳時の誤訳がありました。一旦日本語を英語に翻訳して、その後中国語に翻訳するわけですが、中国語の特許ができ上がってきたときに、やはりチェックがおろそかになります。誤訳があると、無効宣告請求の際には不利となってしまいます。無効宣告請求の際は、誤訳の問題を何とか凌ぐことができました。また、補正時に新規事項の追加をしてしまうこともありえます。これは違法です。無効宣告請求では、特許が無効となってしまいます。出願時から特許成立までに細心の注意を払わなければなりません。

中国のWTO加盟が私たちにとって追い風となりました。出願当時の特許権利期間は15年間でしたが、中国のWTO加盟により権利期間が20年間に延長されました。5年間延長されたことで、訴訟準備を十分に整えることができました。被告にとっては予想外のことだったかもしれません。

先に述べましたように、農薬の最終製品は1~2個の特許から成っています。ある意味、単純です。この単純さが侵害認定を容易にしたものとも推測できます。

私は日本に滞在しながら訴訟業務に従事しておりました。皆さんご存知のように、日本と北京時間との間には1時間の時差があります。1時間の時差は、意外と有効に利用できます。日本で午後9時になっても、中国は8時ですから、弁護士さんは事務所に残っていただける確率が高いです。この1時間を非常に有効に活用しました。

それから、気を遣ったのは、日本と中国の休日の違いです。日本の連休は、年末年始やお盆とかゴールデンウィークです。中国の連休は例えば春節や国慶節があります。日本と中国の連

休の時期は異なっています。被告側は日本の年末年始や、ゴールデンウィーク、お盆のときに書類が送達されるように仕組んでいた感じがします。したがって、日本の連休中は被告側からの書類への対応ができるように常に準備していました。

以上述べてきましたように、裁判により被告側の侵害が確定しましたがけれども、残念ながら、現在でも中国国内における違法品の流通はあるようです。侵害品の証拠は掴んでおりませんが、種々の情報からは侵害行為が続いているようです。また、ジェットプロジェクトの一環の侵害品調査により、展示会等で被告を含む数社のB剤に関するパンフレット類が発見されています。侵害品は発見できませんでした。さらには、被告を含む数社がホームページでB剤の販売を宣伝しています。中南米や東南アジアで、依然として中国製のB剤の販売が続いているという事実もあります。

弊社は、IPGに加盟させていただきましたので、ジェット上海センターの支援を仰ぎまして、種々の違法品対策を行っております。農薬ワーキンググループの活動を通しても違法品対策を行っております。行政機関等への訪問には全面的な支援をいただいております。また、終審判決を受けまして、中日官民合同実務レベルミッションでは、日本農薬工業会のメンバーとして参加し、判決内容を有効に活用しております。

今後の課題ですが、侵害行為の未然防止に尽きるものではありません。その次は初期段階での防止です。このためには、IPG活動を通じて、地道な活動をして行くしかないのではないかとというのが私の所感です。

また、今後は逆のケースも考えなければいけないと思います。最近、中国では特許出願が非常に増加しています。例えば、日本企業が中国での製品製造に着手したとします。製造方法の基本特許は中国に出願していますが、それを改良した方法によって中国で製造したところ、その改良方法の特許は中国企業によって特許出願されているというケースが想定されます。この場合は、日本企業の侵害行為になってしまいます。中国での特許の事前調査が今後は必要になってくると思います。

最後になりますが、訴訟は当該特許の共同権利者でありますイハラケミカル工業株式会社と一っしょに行いました。

以上で終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○森永 米倉様、ありがとうございました。

そうしましたら、押していたのが若干戻してまいりましたので、二、三ご質問を受けたいと思います。ご質問がございました方は挙手をお願いいたします。ご質問の前に所属とお名前をお

願いいたします。

○湖城 カシオ計算機の湖城と申します。今回、私は中国の裁判制度を余り理解していませんが、本件、特許権の無効審判が出されて、特許権が有効だと判断されたのが2006年ですが、一審、二審ともそれ以前に完了しています。それについての状況なり、もしくは相手の主張なり、裁判所の判断なりの説明をお願いします。

○米倉 ご指摘のとおりです。裁判と無効審判は全く別であると顧問弁護士からアドバイスを受けておりました。例えば、この件に関して、私が一番心配したのは、訴訟は当方に有利に終わったが、その後に特許無効の審決が出された場合です。この場合は、特許権がなくなっても、それ以前の判決は有効です。ただ、無効審決確定後の権利行使はできなくなります。

○森永 ほかにご質問ございますでしょうか。

○岳 TOTO中国の岳と申します。貴重な話、聞かせていただきましてありがとうございます。

レジュメの提訴までの時系列のページに一つ質問がありまして、確かに御社の説明によりますと、訴訟する前に、いろいろ外国の権利侵害品輸出を防止するために、税関登録とかなさったと思いますが、質問したいのは、税関登録は特に特許とか、内容としては、すごく税関の皆さんは判断しにくい内容で、特に御社の製品は、恐らく化学の成分とか分析しないといけない。その場合は、税関登録になって、やはり効果とかあったでしょうか。税関からの連絡があったりとか、ありますか。

○米倉 ありませんでした。私たちの税関登録は、有効成分Bの通用名や化学名すべてを登録しています。しかし、税関からの連絡はなかったです。

○森永 もうお一方ぐらいございますでしょうか。挙手をお願いします。

ないようでしたら、講演の1、クミアイ化学、米倉様のご講演をこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

大分時間が押してしまいましたが、ここで休憩を挟みたいと思います。講演2を5時20分の開始とさせていただきます。15分弱の休憩となります。よろしく願いいたします。

(休憩)

○森永 それでは、これから講演2のほうを始めたいと思います。

「中国意匠権侵害訴訟の留意点」ということで、ブリジストン知的財産部の武田部長のほうにお願いしたいと思います。

武田部長、よろしく願いいたします。

○武田 ただいま紹介いただきましたブリジストン知的財産本部の武田でございます。情報交

換会がすぐなので、気はせいしていると思いますけれども、もうちょっとおつき合い願いたいと思います。

私ども、後から説明しますけれども、それほど中国で模倣品対策等をしっかりやっているというようなことはなくて、まだまだ駆け出しでございまして、ここに書いてある留意点云々は、事務局のほうからの題だったので、書かせていただいたのですけれども、私どもで取り組んできた事例ということでご紹介いたしたいと思います。

一応こういう順番で報告いたします。意匠訴訟の話だけだと、ちょっと時間の関係もあつたので、商標の話も織り込んだところでの説明とさせていただきます。

まず、弊社の概況でございまして、株式会社ブリヂストンということで、後でブランドが出てきますので、述べますと、ブリヂストンというのは、1931年、石橋正二郎が創業いたしました。ブリヂストンというのは、「石橋」を英訳して、「ストーンブリッジ」というところ、それでは語呂が悪いということで、ブリヂストンにしたということでございます。

なぜこの時代から英文字かということですが、創業者の理念といたしまして、日本には原材料がないということで、原材料を輸入して、それを加工して、付加価値をつけて、輸出して、利益を上げていくというようなことから、名前も、当初から英文字としたわけでございます。しかし、今申したように、純粹に日本オリジンの会社でございます。

資本金、連結売り上げ等々書いてございますけれども、連結売り上げで3兆円強、2008年では4兆弱ぐらいの会社でございます。扱っている製品は、右に写真が出ておりますけれども、連結で言いますと80%がタイヤ事業でございます。小さいものと、乗用車のタイヤとか、大きいものと、建設車両のタイヤで直径が4mを越えます。自転車用タイヤはやっていません。下に書いた自転車、ゴルフボール、ゴルフクラブというのは関連会社のほうでやっております。

一番右端に書いたちょっとパターンがずれているようなタイヤでございますけれども、これは更生タイヤというもの、一度磨り減ったタイヤの頭の部分にもう一度新しい溝付のゴムを貼り付けて売るといふビジネスですけれども、アメリカとかヨーロッパではかなり盛んで、新品タイヤよりは更生タイヤの市場占有率の方が大きいという事業でございます。ただ、日本の場合には、新品好きということもあって、なかなか更生のほうが進んでいないのが現状です。しかし、環境対応という面を重視いたしまして、昨年、世界最大の更生タイヤ会社である米国のバンダク社を買収いたしまして、日本、アジア含めて、更生タイヤ事業に乗り出したというところでございます。

その他多角化製品を下に示します。左側にあるのは免震ゴムといいまして、地震を吸収するゴムでございます。それと、そのこっち側にあるのは、PDPフィルターで、多角化分野の電材事業部門がやっています。しかし、メインとしてはタイヤ事業だということでございます。

ブリヂストングループの生産拠点ですけれども、工場といたしましては26カ国、182カ所ということであります。タイヤ事業に絞ってみても、たしか50工場ぐらいあり、米州、欧州、アジア、日本をはじめ、グローバルに展開しております。

研究開発に関する技術センターということでは4カ所、中国にもありますが、メインといたしましては日本、アメリカ、ヨーロッパということで、3極体制をとっております。

一つ、タイヤメーカーといたしましては、特徴的なところではプルービンググラウンド、いわゆるテストコースの存在ですね。タイヤと申しますのは、路面とか、気候とか、そういうものに左右されますので、プルービンググラウンド、テストコースを世界各地に持っているというのが一つのアドバンテージになります。例えば日本で言うと2カ所と書いてありますがけれども、これは通常のテストコースに加えて、スノータイヤをテストするためのコースを北海道に一つ持っているということです。

タイヤのシェアですけれども、ブリヂストン、ミシュラン、グッドイヤーの3社で半分ぐらいのシェアを持っております。あと、その他24%と書いてありますがけれども、ここに入ってくるのが中国、インド、特に中国ですね、中国のメーカーというのがここら辺に入ってきております。

弊社の中国での事業展開は、主に沿岸部を中心にタイヤ関係の製造会社で13社ということで。それ以外でもいろいろなタイヤ以外の、私ども多角化と呼んでおりますけれども、多角化関係の工場等が進出しております。

これが中国タイヤ市場ということですが、世界のタイヤの生産量というのは、本数でいっても、いろいろ大きい小さいのがありますので、ここではメインの乗用車のタイヤとトラック・バス用のタイヤしかカウントしていません。世界で見ると年率3%ぐらいの伸びで推移しております。昨今、日本が下のグラフで言えばグリーンですが、横ばいです。アメリカが若干下がってきております。

ただ、上がってきているのが中国ということで、中国は、世界レベルで3%の伸びに対して、32%という1けた違う伸びをしております。世界的な需要の伸びを昨年の本数でいいますと年間約3,300万本ということですが、中国の伸びはで4,400万本ということです。多分アメリカが下がってきて、日本、中国というものが拮抗して、2007年、2008年ぐらいで、多分中国

が追い越していくだろうというふうに考えております。

当社のタイヤの販売状況も、それに比例して、中国の伸びに比例して、かなりの伸びをしております。大体2000年から7年で6倍ぐらいの規模になっております。

タイヤ工場は今4工場稼働しております。瀋陽、天津、この辺が古い工場ですけれども、あと無錫、惠州というところでも行っております。今、かなり投資をして、需要に追いついていくという活動をしているところでございます。

後で商標が出てきますので、販売のほうも話しておきますと、乗用車用タイヤということでは、「車之翼」というサービス店舗を展開しております。今、152店舗というところでございます。トラック・バス用タイヤにつきましては、トラックタイヤステーションということで、299店舗を展開しております。

2007年のマスコミ評価というところでは、このように評価されているというところでございます。

これから本論に入っていきますけれども、要は私どもの会社は、連結売上の80%がタイヤ事業であるということ。そのタイヤ事業はグローバル規模で生産活動、販売活動しているということ。その中で中国市場というのが、世界のタイヤ産業の中でも非常な伸びを示しているのです。投資等で中国に注力しているというようなことだと思います。

模倣品ですけれども、後から模倣品の事例をいろいろ出しますけれども、皆様のところの多くが考えているような形も商標も全部まねしたいいわゆるデッドコピーというのはほとんどございません。タイヤの表面の模様をまねしたというのが今非常に多くなっているというところでございます。したがって、模倣品という言葉を使っても、何もデッドコピーを意味しているものではないということだけをご承知おきください。

基本スタンスとしては、最高の品質で社会に貢献というのが会社のミッションということになっておりまして、これは創業者の言葉ですけれども、最高の品質の製品をお客様に提供することというのがまず私どもの会社のミッションでございます。特にタイヤに関していいますと、自動車部品ということですので、まず安全性が強く求められている製品でございます。先ほどの農薬でも安全だということが随分述べられておりましたけれども、私どもの製品も安全が第一という製品でございます。

タイヤは、黒くて丸いものですが、中にはいろいろな技術が詰まっております。毎年、研究開発にはかなりの投資をしております。またその成果は知的財産で保護されております。そこで私どもといたしましては、お客様の安心・安全という観点から、知的財産を活用し

での模倣品対応を考えております。そして最終的にはそれがブランド価値、ひいては企業価値の向上に結びつくことを念頭に置いて、いろいろ対応しているということでございます。

このような基本スタンスに基づいて、2001年に官民合同ミッションが最初に行われたとき、私どもも参加いたしました。その中でパターンの模倣ということで、中国当局のほうに紹介いたしました。実はそのときには権利がありませんでした。意匠権がなかったのですけれども、本当にデッドコピー的なものでしたので、不正競争法で何とかしてくれませんかというようなストーリーで話をしたのですけれども、そのときに中国側といたしましては、やはり国民の安全という観点から、物すごく興味を示して、私どもは製造した会社とか何か、全部隠して話したのですけれども、どこでつくっているとか、何時のものなのか等かなりしつこく質問したりして、非常に興味は示したのですけれども、最終的に権利がないという、意匠権なり何なりがないということがわかると、やはりそれでは対応は難しいのではないかということになり、しっかり権利を確保しなくてはならないということをここで再認識したということでございます。

このことを踏まえて、右のグラフで示すように、特許とか意匠を徐々に出願を増やしていったというような次第でございます。

ここに示しますのが中国での模倣タイヤの事例ということで、これはトラック・バス用のタイヤでございますけれども、弊社の登録意匠1番、2番というものに対して、A社、B社、C社、D社というものがこういうタイヤを出してきたということでございます。これも先ほど申しましたように、商標そのもの、側面のロゴは違います。ブリヂストンという商標は使っておりません。おのおの各社のロゴを使って、同じ面で売ってきているということです。きょうはこのうちA社のケースとB社のケース、これにつきまして訴訟して対応いたしましたので、この2つの事例について説明したいと思います。

これは全体像ですけれども、意匠権侵害ということで、私どももちろんブランドはすごく大事ですけれども、やはりこの面ですね、トレッドパターンと私ども呼んでいますけれども、このパターンというのは、トラック・バス用に限って言うと、非常に技術的な意味合いが強いものでございます。したがって、いろいろ研究しながら、ああいう模様ができていくということでございます。乗用車の場合には、デザインという面もかなりあります。

私どもの目標とするのは、特に中国での場合ですけれども、侵害に対して、損害賠償をとろうとか、そういうことは余り考えておりません、現状では。とにかく製造をやめてほしいということが第一でございます。それと、もし取り締まり等で成果があれば、それはプレスリリースして、再発とか、他社の模倣を抑制したいというような観点で対応を考えます。

まず、模倣品の発見ですけれども、これは中国にある関連会社を通じてというのが多いです。また、業界団体、私ども日本自動車タイヤ協会というのに属しております、そこで知的財産部会というのがございまして、そこでいろいろ各社模倣品対策の情報交換をしていますので、そこから情報を得ることもありますので、そのような情報、それとかウェブサイト、あとカタログなどもあります。

それと、意匠公報のチェックというのもあります。中国のメーカーは割と写真で意匠出願するというのが多くあります。したがって、タイヤそのもののトレッドパターンが写真で意匠出願されてきておりますので、そういうことから考えると、当然タイヤをつくっているというのがわかりますので、その会社のことを重点的にチェックするというようなこととございます。

次に、そのような情報をもとに、調査ということで、弁護士事務所を通じて、調査会社に調査を依頼して、タイヤの入手にかかります。証拠の確保ということで、先ほども裁判管轄の問題が出たと思いますがけれども、どこでやるかということですが、北京、上海ぐらいでやりたいので、何とか北京、上海でのタイヤの入手をまず第一に考えます。それで、先ほど気にしていないといいましたけれども、とりあえず損害賠償額の根拠等、業界紙等から割り出し、侵害の判断や権利の有効性をもう一度確認して、方針を立てて、決裁をもらい、実際アクションをとるという流れが、弊社の場合の意匠侵害、特許侵害も同じですけれども、進め方とございます。

これは皆さんご存じですので、とんとんと行きますけれども、先ほどもありましたように、中国の場合には、4審制ということですが、知財に関する場合には、大体中級から入って、高級で終わりというふうになります。

訴訟の流れですけれども、訴状を出して、答弁書が15日以内に出て、証拠の交換というものが1カ月半ぐらいです。追加の証拠等を出し合って、それで開廷になります。証拠調べがあって、法廷弁論ということで、先ほどのご講演の説明では1回でしたが弊社の経験したところでは2回やりました。1回目の開廷審理でいろいろ言い合ったことに対して、論点整理ということで……（テープ反転）……の確保ということで、実はこのタイヤメーカーは地方の有力企業でございますので、中国のことを何も知らないとはいえ、地方主義があるぐらいのことは知っていたので、ここでやるのはちょっと嫌だなということで、北京でそのタイヤを買うように手配をいたしました。

模倣品を注文をするのですけれども、結構そういうようなタイヤというのは注文生産で、な

なかなか実際の物が手に入らないということもあります。それと、大体トラックにタイヤをつけるときには1本では買わないので、タイヤ1本ですと、ちょっと不自然に思われて、販売店が警戒してしまったということもございます。最近では、なかなか大都市圏では買えないような状況になりつつあります。これは第1回目ということで、一応最終的には買ったのですけれども、将来の証拠ということで、交渉人の立ち会いのもとで購入しました。

代理人の選定、先ほどのクミアイ化学さんのほうからもありましたけれども、代理人の力というのは、他の国での訴訟経験からしても非常に重要だということなのですが、はっきり言って知りませんでした。だれというのかわからず、実力もわからず、どうしようかなと思って、いろいろ当たるうちに、ラッキーだったことに非常にいい人にめぐり会って、最終的にいい形で決着できたと思っています。

実力という中身については、有識者との人脈というようなもの、これは後でちょっと述べますが、意匠訴訟の場合に、タイヤのパターンが意匠になるかどうかという議論になったのですが、やはりきちっとした意匠に詳しい人を知っているというようなことも重要だったのかなというふうに思います。

それと、これもちょっと先ほどのプレにもありましたけれども、対策会議が非常に重要でした。はじめてということもあり、やはり想定問答集等をつくって、かなり真剣に行いました。

それと、警告については、相手の地元で非侵害確認訴訟を先に提起されるおそれがあるので、本来は行うべきではなかったのですが、本件の場合、知らないこともあり行ってしまいました。最近では何もやりません。そのまま提訴に踏み切っております。

それから、交渉においては、独自に考えた主張し、図面の日付を示して先使用权があるなど、ちょっと考えられないようなことが出てきましたので、これには図面が流出したのかなというようなこともこの時点では心配いたしました。

ここで争点ということで、先ほどちょっと触れましたけれども、意匠の保護対象ということで、被告のほうでタイヤの意匠というのは保護対象にならないというようなことを主張しました。タイヤの形状、模様というのは、機能により唯一的に決まるものだというようなことを主張しました。しかし、当社側といたしまして、これは当たり前ですけれども、同じ機能を達成するにも、複数のデザインがあるとか、美感もあると。消費者の選択の要素にもなるということ。また、被告自身も意匠の登録をしているので、当然のことながら保護対象であると反論いたしました。本件は和解でしたので、裁判所の判断はもらえなかったのですけれども、他の訴訟案件で、この問題はクリアになっております。

それと、もう一つ、先ほどタイヤの表面が似ているだけで、サイドは似ていませんと言いましたが、サイドの模様がちょっと違うのですよね。被告の主張としては、サイドが違うよと、側面が違うよということで、車両装着時はサイドしか見えないじゃないかと。だから、それが意匠の主要部だということと言ってきたのですけれども、当社のほうは全体観察してくださいということで、これも当然和解したので、これに関する判断ももらえなかったのですけれども、他の案件でこの問題もクリアになっております。

したがって、タイヤの場合には、当然意匠の対象になりますし、表面のトレッドパターンというものが要部であるというような認定になっております。

裁判所の和解提案ということで、口頭弁論の後に裁判官のほうから和解しませんかというような提案がありました。和解調書という形でなれば、強制執行力があるのですけれども、今回の案件では、裁判官が和解調書の作成を受け入れないで、自由契約ということになりました。こうなると、結局再犯した場合、もう一回提訴しなくてはならないのですが、今のところそれはなく、再犯はしていないようです。

和解契約の内容ということで、私どもが一番注力した点は、製造販売の即時中止、金型の廃棄または変更でした。それと、もう一つは、プレスリリースです。模倣品に対する毅然とした態度を表明することにより再発を防止しようと公表権の確保には固執しました。公表権を確保するために損害賠償金は要らないよということで、損害賠償請求は放棄いたしました。このような方針は初めから立てていました。

契約履行の確認ということで、金型変更を要求したわけですが、非常に友好的でありました。金型工場に実際行って確認しました。その後市場で監視していますけれども、このメーカーの模倣品は見つかっておりません。

もう一つ、B社の経緯、これも意匠権侵害の事例ですが、これも同じように中国の関連会社から情報があって、これはすぐ訴訟を提起しました。警告も何もせずに、すぐぽんと北京でタイヤを買って、提訴しています。年が明けて2007年4月に侵害を認定する判決があって、勝訴ということでした。製販中止、損害賠償金を支払えということで、相手が上訴しないで確定ということだったので、B社がこの判決を履行しないということで、強制執行を申請いたしました。それで、12月に強制執行が完了いたしました。

またここで一つ問題なのは、B社自身が対象タイヤに関して意匠出願をして登録されているということです。中国では意匠は無審査ですから出願すれば登録されます。これに対しましては、無効審判を請求しておりまして、現在審理中でございます。

強制執行の手続ですが、これはちょっと教科書的ですけども、は、上訴期間に上訴されなかったため判決が確定したので、そこからスタートします。判決の発効日から7日以内に履行しないときには、相手方の当事者は管轄権を有する裁判所に強制執行手続を申し立てることができるということです。

執行の申し立て期限というのは、判決の履行日期限の最終日から6カ月ということになっております。

申し立てに必要な書類というのは、執行申立書と判決書の他、身分証明書、代理人の場合は委任状で、これは比較的簡単です。

手続としては、申し立てとしては、まず一審の裁判所に先ほどの書類を提出いたします。そうすると、裁判所が受理して、申し立て書類を審査して、7日以内に条件を満たすかどうかを決定いたします。受理する案件は、執行廷のほうに移送して、執行廷のほうに相手側に連絡して、執行を命じます。さらに執行に命じない場合には強制執行になるというような手続になります。

執行措置としては、普通は財産差し押さえですけども、特許権の侵害訴訟においては、製造販売の停止ということが執行になります。したがって、執行裁判官というのは、製造販売を差し押さえるというようなことになります。

執行段階でも和解というものがございまして、当事者自ら和解に合意して、裁判所の許可を得た場合には、執行手続はそこで終了します。しかし、和解の合意事項を履行しない場合には、もう一回執行を申し立てる必要があります。

相手が拒否した場合には、刑事責任が発生します。ここは先ほどのプレにもありましたけれども、特許権無効の審決があった場合に、既に執行された特許権の侵害の判決には遡及しません。ただし、特許権者が悪意をもっている場合には、損害賠償が発生します。裁判所の費用は、相手側が負担するということになります。

結果といたしまして、第一審、我々は北京でやりましたので、北京に出したのですけれども、所在地の裁判所のほうに移送しなさいということをおっしゃいました。相手側の所在地の裁判所にもって行って大丈夫かなと思いましたが、同意いたしました。移送した後、相手側が迅速にやるということで、和解したいというような話があったのですけれども、結局一月たっても全然履行されないで、執行局が執行しました。申し立てから執行まで、先ほどの経緯で述べましたように約6カ月でした。

それで、執行局は、金型の廃棄を確認したということですけども、当社は未確認でござい

ます。でも、損害賠償の支払いは当然確認いたしました。その後の対応ですが、先ほど申しましたように、当社の意匠と同じ意匠を向こうは出しているということなので、悪質だと判断をしてプレスリリースで強制執行しましたというのを公表しております。

また意匠での問題ですけれども、先ほどサイドが違うということを言いましたけれども、最近特に乗用車用タイヤにおいては、サイドにいろいろデザインが入っています。サイドにもデザイン性がありますので、私どもは今、部分意匠を利用して、サイドのデザインというのをかなり出しているのですけれども、中国においては部分意匠がないので、非常に困っています。トレッド表面と一緒にして出さなくてはならないので、サイドを変えてトレッド表面だけ模倣されても困りますし、サイドデザインのみを権利化したいと思っても、パターンと一緒にないと権利化できないことになっております。それと、パターンの一部ですね、例えば今、非対称タイヤというのがありまして、非常に特異なデザインになっております。その特異なデザインの特徴的な部分を部分意匠として出願するのですけれども、そういうのがとれないことになると、特徴部分のみを模倣されても権利行使が困難で、意匠権が模倣に対しての障壁となくなってしまうのではないかと考えております。

それと、販売会社につきましては、商標問題があります。今、中国では「車之翼」という販売会社を展開しているのですが、その模倣店も多くあり取締りを強化しております。看板の取り外しや商号の変更には成功したのですが、店舗の色目が取り締まりの対象にはなりません。何とかしたいと思っておりますがまだできていません。それと、もう一つは、先般ここでも問題になりましたが、香港商号問題というものが弊社でもありました。香港でジャパンブリヂストンインターナショナルというペーパーカンパニーが商号として登録されていまして、大陸のほうの会社がそこからライセンスを受けたという形で、この写真で示しますような当社のロゴをそのまま使って、自動車用のガラスのフィルムを売っているということがわかりました。当社のブリヂストンロゴをそのまま使っているのです、何とかしようと。それで、幸いにも彼らがフィルムの分野に商標出願していませんでしたので、フィルムの部分にブリヂストンロゴの商標出願をして、その登録を待って、工商局に取り締まりを要請いたしました。当然被告のほうは、ライセンスをもらっているというような反論をしたのですけれども、実際商標が登録されているということですので、工商局のほうはその辺を考慮せず、取り締まっていただきました。よくやってくれたと思います。

ただ、次に残っているのは、香港の商号の取り消しですけれども、これもやる予定です。来年ぐらいに法律改正があるという話ですが、現状ではちょっとまだ簡単に取り消しができな

いような状況ですので、とりあえず大陸での取り締まりの成果をもって、香港のほうでの取り締まりを申請しようかと思っております。

最後ですけれども、今後の課題ということでは、先ほど言ってきたように模倣品が急増しております。被害も中国でクローズするのではなくて、グローバルに広がっている状況です。タイヤだけでなく、多角化製品にも広がっています。それと、ブランドの中でも今困っているのは、ブリヂストンの「B」マークを一部に使った商標をとられることです。私ども「B」マークはもちろん商標登録しているのですが、この特異な「B」をいろいろなところで、もちろんタイヤじゃないのですが、違う商品で「B」というのを使い出しているということです。このようなブランドの模倣問題につきましては、グループ・グローバルでの知財会議というものを開催して、情報の共有化を図り、ベクトルをあわせた対応を検討しているところでございます。

それと、もう一つ、コーポレートブランドの保護ということがあります。今、進めているのは、〇〇ストーンというマークですね。ブリヂストン、ファイアストーン、タイヤでは〇〇ストーンというのは、この2つに限りたいというような思いで、類似商標の登録阻止というものをかなり強力に進めております。全世界でウォッチングしても、見つけた都度に異議申し立てするという方針で、リバーストン、ゴールドストーン、ビッグストーン、こういうものをつぶしております。しかし実際には、例えば中国製の〇〇ストーンというタイヤが欧米やアフリカ等に出ていますので、現在、中国での差し止めや、各国での税関申請での取り締まりを視野に入れて対応しております。

トータル的に言いますと、グループ・グローバルでの戦略性をとった対応をして、最終的にはブランド価値を上げておきたいというようなことでの模倣品対策を今進めております。

以上でございます。（拍手）

○森永 ありがとうございます。

そうしましたら、また5分ほど質問のほうを受けたいと思います。質問がございました方は挙手をお願いいたします。

○原 日本曹達の原ですけれども、お聞きしたいことがあります。意匠権、中国では10年と聞いておりますけれども、10年以降になると、やはり権利期間の長い特許権の行使になると思うんですが、意匠権ですと、類比判断ということで、写真や書面上で非侵害を検討することが可能だと思います。逆に特許権になると、今度はタイヤの機能や組成物という、もう少し高度な判定が必要になりますが、その部分についてはどのような検討をなされているのでしょうか。

○武田 今、中国ではまだ意匠が主です。ただ、今、韓国メーカーが実は出てきています。韓国に絞って、ライバルの会社のタイヤを全部買って、その解析を行い、弊社の特許との突き合わせたいところですが、これをやると膨大な工数になりますので、カタログぐらいから彼らがうたっている性能等から当たりをつけて、それに対しての弊社の特許をまとめて、あとはタイヤを実際買って、技術者と打ち合わせをするというような試みを今年から実は始めたところでございます。

○王 トヨタの王と申します。貴重な経験を勉強させていただきありがとうございます。

タイヤ意匠特有の争点の2のところについてお聞きしたいところがありますが、その中に貴社の主張に全体観察に与える影響はわずかであるという部分について、ちょっと詳しく教えていただけますか。立証における注意すべきポイントとかも同時に教えていただけますか。

○武田 このときの主張は、トラック・バス用タイヤを選ぶのは、いわゆるプロ運送会社の人なので、やはりそこで一番目につくのは、サイドではなくて、トレッドの模様ですよというのを主張しました。

○森永 ほかにご質問ございますでしょうか。

○堀田 味の素の堀田と申します。どうも貴重な講演ありがとうございました。

事例1のところでお聞きしたいんですが、A社工場にて金型改造確認ということで、工場の中に入られたかと思えます。工場に入るのはなかなか難しいと思いますが、そこがなぜ認められたのかというところと、金型廃棄でなく、最初は改造にした理由を教えていただけたらと思います。

○武田 ちょっと説明が悪かったです。実はタイヤの工場には入れませんでした。金型工場というのがあるんです。多分関連会社だと思うんですけども、非常に小さな中小なんですけれども、そこは見せると言っ、そこは本当にオープンでした。金型を改造するというようなことで、大体本数からいって、何面のこういうモールドがあるというのは大体わかりますので、その数ぐらいのものがあまして、それをやっているというのは確認できました。一応タイヤ工場も行ったんですけども、工場の中は見せてくれませんでした。

それと、廃棄でなくて改造ということですね。私どもは廃棄を要求したのですけれども、先方のほうから変えると。要はコストの問題だと思うのですけれども、変えるということをやってきました。私たちの持っているのが意匠でありますし、それは変えてくれれば、それはしようがないねということですので、さっき言いましたように、折れ線グラフみたいなものが特徴になっていますので、そこを外してくれということで、実は初めはそこのところだけと同じ方

向で切ってきました。同じ方向で切ってくると、ぱっと見は余り変わっていないので、それはやめてくれということで、直線で反対側だったらいいよというようなやりとりがあって、そこで落ち着きました。

○森永 最後の一つお願いいたします。

○ノベ 松下電工のノベです。きょうはどうもありがとうございました。

事例1のほうなんですけれども、2004年12月にA社が無効審判を請求した、6カ月後に和解ということで終わられています。この場合の無効審判のほうはどのような経緯をたどったのでしょうか。

○武田 和解でおろすということでございます。無効審判もあわせておろしています。このA社の無効審判も取り下げしてもらっています。

○森永 それでは、時間も大分過ぎましたので、武田様の講演はこれで終わりにしたいと思います。武田様、どうもありがとうございました。

それでは、これにて第35回上海 I P Gの全体会合を終わりにします。